

## ショートステイうららか 料金表 (令和3年8月～)

### ◎ショートステイうららかのご利用料金と加算について

#### ① 基本の介護保険の部分(1割負担、2割負担、3割負担の金額)

要支援1	446単位(453円、907円、1,360円)
要支援2	555単位(564円、1,128円、1,693円)
要介護1	596単位(606円、1,212円、1,818円)
要介護2	665単位(676円、1,352円、2,028円)
要介護3	737単位(749円、1,499円、2,248円)
要介護4	806単位(819円、1,639円、2,459円)
要介護5	874単位(888円、1,777円、2,709円)

※1単位=10.17円になります。

#### ②各種加算(1割負担、2割負担、3割負担の金額)

機能訓練体制加算(全員)	12単位(12円、24円、36円)
サービス提供体制加算Ⅰ(全員)	22単位(22円、44円、67円)
介護職員処遇改善加算Ⅰ(全員)	利用した総単位に対して8.3%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	利用した総単位に対して2.7%
看護体制加算Ⅲイ(要介護の方)	12単位(12円、24円、36円)
看護体制加算Ⅳイ(要介護の方)	23単位(23円、46円、70円)
夜勤職員配置加算Ⅰ(要介護の方)	13単位(13円、26円、39円)
送迎加算(対象の方のみ)	184単位(187円、374円、561円)
療養食加算(対象の方のみ)	1食8単位(8円、16円、24円)
若年性認知症受入加算(対象の方のみ)	120単位(122円、244円、366円)
認知症行動・心理症状緊急対応加算(対象の方のみ)	200単位(203円、406円、610円)
緊急短期入所受入加算(対象の方のみ)	90単位(91円、183円、274円)

#### ③滞在費と食費(1日につき)

滞在費	855円
食費	1600円(朝 300円、昼 600円、夕 700円)

※介護保険負担限度額の申請をされ、認定証をお持ちの方は食費と滞在費の負担が軽減されます。

→ 第1段階	滞在費 0円	食費 300円		
第2段階	滞在費 370円	食費 600円		
第3段階①	滞在費 370円	食費 1,000円	第3段階②	滞在費 370円 食費 1,300円

#### ④1日当たりの利用料(合計額) ※1割負担の方

A) 第1段階(主に生活保護の方)	300円			
B) 第2段階	C) 第3段階①	第3段階②	D) 第4段階	
要支援1	1,517円	1,917円	2,217円	3,002円
要支援2	1,628円	2,038円	2,338円	3,123円
要介護1	1,735円	2,135円	2,435円	3,207円
要介護2	1,813円	2,213円	2,513円	3,298円
要介護3	1,894円	2,294円	2,594円	3,379円
要介護4	1,972円	2,372円	2,672円	3,457円
要介護5	2,049円	2,449円	2,749円	3,534円

※左記には、送迎加算や療養食加算等の対象の方のみにかかる料金については含まれていません。  
※ここでの料金は概算です。

## ⑤その他

レンタルテレビ	居室で利用される場合、1日110円となっております。イヤホンもご準備下さい。
散髪	毎月第1火曜日、第3木曜日に業者に来ていただいており、利用することができます。 カットのみが2,300円、ヘアカラー(カット・シャンプー・ブロー込み)が4,600円 パーマ(カット・シャンプー・ブロー込み)が5,600円、お顔剃りが900円となっております。 ※ヘアカラー、パーマについては第3木曜日のみです。
電気代	無料です。電化製品(電気毛布やアンカ)の持ち込みは自由です。コンセントが固定部分しかない為、必要な場合は延長コードもご準備下さい。

## ⑥加算内容について

サービス提供体制加算 I	介護福祉士の資格を有する者が一定数以上(80%)おります。
看護体制加算ⅢⅣ	ショートステイ専属の看護師がおり、また24時間体制(夜間は電話連絡にて必要時に駆けつけます)でサポートさせていただいています。
夜勤職員配置加算 I	夜間帯の職員が基準+1名多く配置されています。
療養食加算	治療食が必要な方には、その方に応じた食事を提供致します。 (減塩食・腎臓病食等…塩分やタンパク質の制限)
送迎加算	施設での送迎を希望される方。
処遇改善加算 I	ショートステイの総利用単位数に対して8.3%が加算されます。(毎月・月単位)
特定処遇改善加算 I	ショートステイの総利用単位数に対して2.7%が加算されます。(毎月・月単位)

## ⑦負担限度額について

第1段階	主に生活保護世帯の方	
第2段階	年金収入等が80万円超 120万円以下	(預貯金額) 単身 650万円、夫婦 1,650万円
第3段階①	年金収入等が80万円超 120万円以下	(預貯金額) 単身 550万円、夫婦 1,550万円
第3段階②	年金収入等が120万円超	(預貯金額) 単身 500万円 夫婦 1,500万円
第4段階	(限度額認定適用外) 課税世帯の方	

※年金収入等…公的年金等収入金額(非課税年金を含みます)+その他合計所得額

※補足給付は、世帯全員(別世帯の配偶者を含みます)が市町村民税非課税の場合が対象です。

(申請受付場所) 介護保険課、各福祉事務所介護サービス係、各区役所市民保険年金課  
各支所総務民生課、各地域センター

※ご利用者(またはご家族)が介護保険負担限度額認定申請書を上記受付場所への提出が必要です。  
有効期間は、毎年7月末(最長1年間)までとなります。毎年その時期に更新手続きが必要になります。

## 【お問い合わせ】

ショートステイうららか TEL:086-263-7000 fax:086-263-7117 担当:石田